法学部教員
研究テーマ集

わたなべ　やすひこ
渡邉　泰彦
法学部　教授
法学博士
民法（家族法）

学外における活動

□家族<社会と法>学会理事、比較法学会理事

□共同研究：日本学術振興会課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業

□（実社会対応プログラム）「生殖補助医療・社会的養護によるLGTBの家族形成支援システムの構築」（研究代表　二宮周平）

主要な研究業績

□論説　「同性カップルによる婚姻から家族形成へ」（単著）法律時報88巻5号（2016）73頁

□論説　「同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 -（その1～5）」（単著）産大法学47巻3・4号290頁（2014）、48巻1・2号217頁（2015）、49巻1・2号94頁（2015）、49巻4号1頁（2016）、51巻2号63頁（2017）

□著書　二宮周平編『性のあり方と多様性　一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』（共著）日本評論社（2017）

最近の研究業績

□論説　「第3の性別は必要か - ドイツ連邦憲法裁判所2017年10月10日決定から-」（単著）産大法学52巻1号83頁（2018）

□論説　「子と母の女性パートナーとの母子関係の成立 - オランダにおける子とデュオマザーの親子関係-」（単著）産大法学50巻3・4号211頁（2017）

□論説　「同性婚による婚姻概念の変容 - ドイツ連邦議会法務・消費者保護委員会公聴会より-」（単著）同志社法学68巻7号527頁（2017）

□研究テーマ

SOGI/LGBTと家族法に関する比較法研究

□研究の取組み

研究内容は、(1)同性カップルによる家族形成、(2)法における性別からなる。

まず、(1)同性カップルによる家族形成は、(a)同性婚・パートナーシップ制度、(b)同性カップルを両親とする親子関係により達成される。同性カップルと子からなる家族は、日本にも存在しているが、法的には家族として扱うことができないのが現状である。このような家族を、法的にどのように構成することができるかを検討することが現在では求められている。

同性カップルの当事者間の関係について、日本では、いくつかの地方自治体がパートナーシップ登録／宣誓を認めている段階にすぎない。欧米において、どのような過程を経て同性カップルによるパートナーシップ制度から同性婚の導入に至ったのか、2017年に同性婚を認めたドイツ、オーストリアを対象に比較法研究を行っている。同性カップルを両親とする親子関係について、連れ子養子縁組、共同縁組による養親子関係のみならず、人工生殖による法的な実親子関係をも認めるオランダ、オーストリアを比較研究の対象とする。精子提供、卵子提供による人工生殖が異性のカップルにおいて行われている現代において、実親子関係は、遺伝的・生物学的関係にのみ基づくのではない。生殖補助医療により同性カップルが子をもうけることも可能である状況において、法がどのように対応するべきであるのかを探る。

さらに、男性カップルと女性カップルが人工生殖により子をもうけるときには、親となることを望む者は、父と母の2名に限られない。父1名、母1名の両親という考えも再考を迫られている。実親子関係が血縁に基づくという伝統的な考えは精子提供型人工生殖により揺らいでいるが、同性カップルによる家族は、血縁に基づかない実親子関係という問題を表面化する存在でもある。

これらの研究は、家族の多様化が進む現代において婚姻・親子関係の意義を問い直すためにも有用なものである。

(2)法における性別は、(a)性別違和(性別不合)、(b)第3の性別の観点から検討している。性別違和については、性同一性障害特例法が定める性別変更の要件が不要であることを比較法研究から示す。第3の性別については、2018年に法改正をしたドイツの状況を検証し、男性も女性でもない、または男性でも女性でもあると自認する人の性別を法的にどのように承認するかを考察する。これらの問題は、法的な性別を決定する要因が身体的・生物学的性別から、自認する性別へと変化していることを比較法研究から明らかにする。

上記のテーマについて比較法研究から得られた成果を、日本法の解釈、立法にどのように取り入れることができるかを検討する。これまで検討されることのなかった新しい問題について、どのように法を解釈し、また立法するべきかを考えることは、法学教育において重要な要素である。また、新たな問題から基礎理論へ遡ることで、講義で教える内容についても検討を行っている。